

議案第152号

飛騨市電線類の設置基準を定める条例について

飛騨市電線類の設置基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月28日

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

古川町市街地の祭事が行われる区域における道路上空の電線類の設置基準を定めるための制定

飛驒市電線類の設置基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、古川町市街地の祭事が行われる区域における道路上空の電線類の設置基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線類 電力線及び通信線等の線類をいう。
- (2) 電線管理者 電線類を設置又は管理するものをいう。

(適用区域)

第3条 この条例における設置基準の適用区域（以下「適用区域」という。）は、祭屋台等が曳行される区域とし、規則で定める。

2 市長は、前項における適用区域を変更する場合は、電線管理者と協議し決定するものとする。

(行為の届出)

第4条 電線管理者は、適用区域内の道路を横断する電線類を設ける場合は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

(設置基準)

第5条 適用区域内の道路を横断する電線類の高さは、原則として道路路面から7.4メートル以上とする。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。

- (1) 技術上やむを得ない場合
- (2) 祭屋台等が曳行されないと認められる場合
- (3) 祭屋台等の曳行に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合
- (4) その他市長がやむを得ない事由があると認める場合

(努力義務)

第6条 電線管理者は、既設の電線類が前条の基準を満たすように努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市電線類の設置基準を定める条例（案）要旨

1 制定の趣旨

古川町市街地の祭事が行われる区域における道路上空の電線類の設置基準を定めるための制定

2 制定の概要

古川町市街地の祭事において、祭屋台等の円滑な曳行を図ることを目的として曳行に支障となる道路上空の電線類の設置基準を条例に定めるものである。

3 施行日 公布の日